

著作権基礎講座@XXX

1. 著作権制度、出版権に関する基礎知識

★これだけは知っておきたい著作権法のポイント

①著作物とは

思想または感情を 創作的に 表現したもの

「権利の束」＝ 著作権の支分権

複製権、口述権、展示権、**譲渡権**、翻案権、翻訳権、**公衆送信権** 等

②許諾と使用料

著作権者は著作権を「専有」

出版社は、著作権者の許諾を得て出版物を製作・販売

紙の出版物 ⇒ 複製権・譲渡権

電子出版物 ⇒ 複製権・公衆送信権

使用料は、許諾を得る際の「条件」のひとつ

③保護期間

ア 著作者の死後 50 年間

起算日は、死亡した日の属する年の翌年 1 月 1 日

1968 年死亡 ⇒ 1969 年 1 月 1 日から起算して満 50 年間

⇒ 2018 年 12 月 31 日まで権利存続

イ 写真に関する特例

1957 年（昭和 32 年）12 月 31 日までに撮影され且つ公表された写真は

その著作権者が国内国外を問わず、すべて保護期間を経過（ただし戦時加算による例外がある）

ウ 保護期間に関する相互主義

海外の国と日本との間で、保護期間の長さが異なる場合、短い方の保護期間だけ保護すればよい。

例：フランス 死後 70 年 日本 死後 50 年

日本の著作物をフランスで利用

死後 50 年間保護

フランスの著作物を日本で利用

死後 50 年間保護、戦時加算及び翻訳権 10 年留保の適用有る場合も

エ 戦時加算

- ・太平洋戦争の開始から旧・連合国との平和条約締結日までの期間を通常の保護期間に加えて保護する義務を日本は負わされている。
- ・翻訳出版の場合、さらに 6 カ月を加える。

オ 翻訳権の 10 年留保

- ・1970 年以前に原著が発行され、発行後 10 年間適法な翻訳が日本で発行されていない場合、それ以降は日本語への翻訳が自由となる。
- ・翻訳を伴わない著作物の利用については適用がない。
- ・電子書籍の発行については適用されないとするのが文化庁の見解。

④権利制限規定

私的使用 (30 条)

図書館における複製 (31 条)

引用 (32 条)

学校等の教育機関における利用 (35 条)、

非営利無償の上映等 (38 条) 等

2. 出版契約書の意義と必要性

①出版契約とは何か？

「契約書」がないと契約は成り立たないのか？

“名は体を必ずしも表さない”

契約書＝当事者間の意思の合致の証拠

②契約の効力

「著作権が守られる」というのはどういうことか？

“行使してはじめて権利は守られる”

③「契約書」はどれを使えばよいのか？

＝ どんな“契約”を結べばよいのか？

ア 契約の種類

単純許諾

口頭での掲載許諾の多くの場合

排他的許諾

著作物利用許諾契約

出版権の設定

1号出版権 紙媒体、パッケージ型の電子書籍

2号出版権 配信型の電子書籍

著作権譲渡

「買取り」は著作権譲渡に非ず

イ 著作者と著作権者の違い

著作権（財産権）

— 譲渡、相続も可能

著作者人格権

— 一身専属、ただし一定範囲の遺族による差止、損害賠償請求等は可能

— 公表権、氏名表示権、同一性保持権

ウ 著作物の種類

テキスト

ダイジェスト、あらすじ、書評

美術

屋外に恒常的に設置された美術品、引用、写り込み、一部分の利用、

サイズ、カラー

写真

平面⇒平面、立体⇒平面、被写体の「権利」、スナップ写真にも著作権

映画

頒布権の及ぶ範囲、映画⇔動画？

エ 利用の形態

出版物

単行本、定期刊行物、Mook

単著、共同著作、編集著作

電子媒体

ダウンロード型、ストリーミング型、読み放題型、データベース型

二次使用

文庫化

出版権者の再許諾？

全集への収録

出版権設定契約の例外

電子の場合の問題点

雑誌記事・論文の単行本化

二次的利用

翻案、改変、翻訳

オ 様々な関係者

監修者

编者

編集著作権の所在

編集プロダクション

権利の所在と委託業務の責任範囲

ゴーストライター

イラストレーター

カメラマン

装幀家・デザイナー

スタイリスト

コーディネイター

権利者の代理人としての地位？

美術館、博物館、寺社仏閣

所有者ではあるが著作権者ではない

カ 著作権以外で主張される場合がある権利

肖像権

パブリシティ権

商標権

所有権

キ 出版社自体が持っている権利、持つことができる権利がどのくらいあるか？

以上